

## 第 4 章

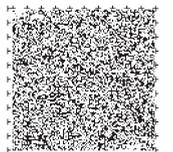
---

---

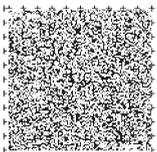
### 施策の展開

---

---



令和4年度の実態・意向調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。



# 1. 地域の支え合いと福祉コミュニティの形成

## 目指すべき姿

障害のあるかたの重度化や高齢化、介助するご家族の高齢化などに対応できるよう、相互理解と支え合いに基づく、福祉コミュニティづくりとコミュニティソーシャルワーク※<sup>1</sup> 機能を強化し、SDG sの理念でもある「誰一人取り残さない」社会づくり「ソーシャルインクルージョン※<sup>2</sup>」の実現を図ります。

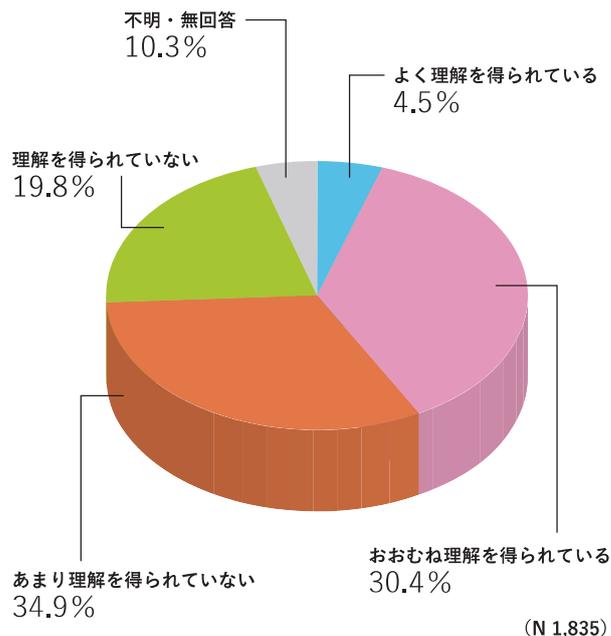
### 【現状と課題】

障害者基本法では共生社会の実現に向け、障害を理由とした差別や権利・利益侵害を禁止するとともに、参加と選択の機会を妨げる社会的障壁の除去または合理的な配慮を求めています。

令和4年度のアンケート結果によると、地域での障害・疾病に対する理解については、『理解を得られている』（「よく理解を得られている」と「おおむね理解を得られている」の合計）は34.9%である一方、『理解を得られていない』（「あまり理解を得られていない」と「理解を得られていない」の合計）は54.7%となっています。

障害や疾病に対する理解をより一層進めることにより、障害のあるかたもないかたも相互に支え合える関係づくりを推進していくことが求められています。

< 地域での障害・疾病に対する理解 >

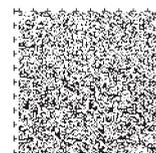


※1 コミュニティソーシャルワーク：

51 ページコラム参照。

※2 ソーシャルインクルージョン：

誰も排除されない、誰も孤立しない社会を目指すこと。

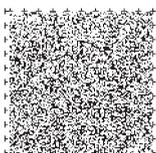


## 「SDG's (Sustainable Development Goals) とは」



「SDGs (エスディーゼズ)」とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成 27 (2015) 年に国連のサミットで採択されました。2030 年を達成年度とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 取組方針1 障害者理解の促進

障害のあるかたへの支援方法を学ぶ障害者サポート講座の開催や、ヘルプマーク※1・ヘルプカード※2の普及啓発を図ります。

また、平成31年に施行した「豊島区手話言語の普及および障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」に基づき、手話が言語であることへの理解を深め、障害のあるかたもないかたもお互いに理解し合うことができるよう、多様な意思疎通手段の活用を推進していきます。

### 〈主な取組み事業〉

- 障害者サポート講座
- ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発
- 障害に関する周知・啓発

### ヘルプマーク・ヘルプカードってなに？



ヘルプマークは外見からは分からなくても援助や配慮を必要としているかたが、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ヘルプマークの取組みは、東京都から始まり、民間事業者や全国の自治体に広がっています。一方でヘルプカードは、具体的にどのような援助をしてほしいのかを記載することができます。ヘルプカードには下記の写真のように、「名前、住所、障害・病名、緊急連絡先、配慮してほしいこと」などの記載欄があります。ヘルプカードの取組みは、各自治体が独自に行っており、本区ではヘルプマークとヘルプカードを同時に持ち運びできる「さをり織りケース」を作成し、配布しています。



ヘルプマーク



さをり織りケース



名前	あむがな	性別(男・女)
住所	〒 豊島区	
名前(英訳)	( )	
緊急連絡先	住所:	
	☎:	- -
障害・病名		手帳(あり・なし)

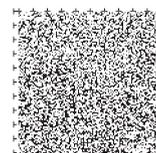
ヘルプカード

※1 ヘルプマーク：

義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または妊娠初期のかたなど、外見から分からなくても援助や配慮を必要としているかた、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が考案したマークのこと。

※2 ヘルプカード：

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたもので、障害のあるかたなどが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めするためのもの。



## 障害者サポート講座



障害当事者の実体験から困りごとなどをお聞かせします。

また、障害の特徴に応じた簡単な声かけや手助けの方法を学びます。

### 障害者サポート講座をご家庭で！

例年区民ひろばなどで実施している「障害者サポート講座」を豊島区公式 YouTube チャンネル内でも配信しています。身体（聴覚・視覚）・知的・精神障害のあるかたへの支援方法や手話ソングなどを学ぶことができます。

動画の視聴は  
こちらから→



### 障害者サポート講座とは



障害者への声かけや手助け方法の学習、障害疑似体験などにより、障害についての理解を深め、障害者への簡単なサポート方法を学ぶことができる区民向け講座です。

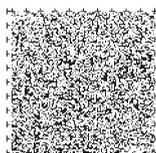
より広い世代に関心を持ってもらうため、障害に関することを題材にした映画上映も行っています。



YouTube で配信しているサポート講座



子どもにも分かりやすい障害者サポート講座も配信しています。



## 取組方針2 地域における支え合い活動の促進と担い手との連携

地域における支え合い活動の促進を図るため、町会・自治会などによる従来からの地域の支え合い活動を支援するとともに、民生児童委員、ボランティアやNPO法人などと連携することで、障害福祉サービスだけでなく、多様なインフォーマルサービス※1を活用した支援を行います。

また、多様化・複雑化するニーズに対応していくため、本区では全国に先駆けてコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域活動を掘り起こし、新たな場やサービスを創設してきました。地域課題の解決のため、引き続き、障害のあるかたの自立を総合的・包括的に支援できる体制の充実を図ります。

### 〈主な取組み事業〉

- 民生児童委員などとの連携による見守り
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 地域への情報発信

### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは、地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のことです。

生活の中で不安なこと、地域の中で心配なこと、どこに相談したら良いかわからないことなどを、地域のかたや関係機関と協力して、解決に向けたお手伝いをします。子どもから大人まで全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を承っています。自分のことだけでなく、お知り合いのかたのことでも構いません。こんなこと相談しても良いのかなと悩んだときは、まずはコミュニティソーシャルワーカー（CSW）にご相談下さい。

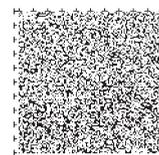
CSW についての広報としまは右のQRコードから見られます！



コミュニティソーシャルワーカーについて、広報としまで紹介しています。

※1 インフォーマルサービス：

公的な制度に基づくサービスではなく、ボランティア、NPO等の地域住民による助け合いや支え合いなど、多様な主体の活動によるサービスのこと。



## 取組方針3 外見上ではわかりにくい障害の周知・啓発

高次脳機能障害<sup>※1</sup>、難病、精神障害、発達障害、内部障害などの障害は、他の障害と比較して外見上ではわかりにくいいため、他者からの理解が得られにくい障害です。

また、失語症は、脳の言語機能の障害により、読む・聞く・書く・話す等のコミュニケーションに支障が出る障害です。中途障害であることや外見上ではわかりにくいことから、社会における理解や支援が進んでおらず、失語症のかたの社会参加に大きな障壁となっています。

外見上ではわかりにくい障害のあるかたの理解の促進を図るため、講演会の開催や多様な媒体の活用を通じて周知・啓発を行っていきます。

### 〈主な取組み事業〉

- 高次脳機能障害の周知（ホームページなど）
- 高次脳機能障害に対応するための講演会などの開催
- 失語症理解のための講演会

#### 障害者理解促進パンフレット

より多くの方に障害のある方への理解を深めてもらうため、障害種別ごとの特徴やサポートする際のポイントなどが載ったパンフレットを作成しました。

この冊子は、区民ひろばや豊島区役所の3階、4階窓口等で配布しています。

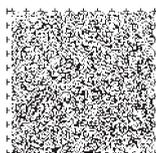
また、区のホームページにも掲載されていますので、ぜひご覧ください。

パンフレットは右のQRコードから見られます！



#### ※1 高次脳機能障害：

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた注意障害、記憶障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知機能障害等のこと。



## 高次脳機能障害とは



### 高次脳機能障害とは

脳が損傷を受け、言語や記憶、注意、遂行機能、感情や行動のコントロール等の機能に障害がおき、社会生活を送るうえで様々な支障が生じる障害です。

見ただけでは  
障害がわからないケースが  
多く、日常生活でいろいろな  
不便が生じています。

### <本区での取組み>

高次脳機能障害の疑いのあるかたや、診断を受けたかたとご家族・支援者のかたを対象とした取組みを行っています。

- ・ 家族交流会の開催
- ・ 出前講座の実施
- ・ 専門相談の実施 など

### 【高次脳機能障害のいろいろな症状】

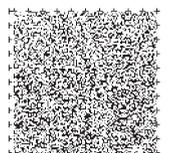
例えば

- ✓ とてもつかれやすくなる、思考のスピードが遅くなる
- ✓ コミュニケーションがうまく行かない  
図や表示の意味がよくわからない
- ✓ 新しいことを覚えにくい
- ✓ 段取りよく物事を進められない
- ✓ 感情のコントロールがきかない

※ 程度や表れかたは人様々。  
本人が気づきにくいこともあります。



[高次脳機能障害講演会の様子]



## 取組方針4 地域生活支援拠点を活かした支え合いの推進

地域生活支援拠点とは、障害のあるかたの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により、障害のあるかたの生活を地域全体で支えるサービス提供体制をいいます。

本区では、地域における支え合いの取組みを強化していくため、地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、相談を調整する機能や、緊急時の受入れ機能、社会参加への支援を行う機能など複数の機能を有した施設（多機能拠点整備型）の更なる活用とともに、あわせて事業所同士のネットワークの構築を進め、今ある社会資源を活用し、顔の見えるサポート体制を主軸とした面的な整備（面的整備型）を進めています。

### 〈主な取組み事業〉

- 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置
- 面的整備型の拠点事業の推進
- 「福祉ホームさくらんぼ」の運営

#### 福祉ホームさくらんぼ



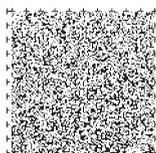
福祉ホームさくらんぼは、豊島区在住15歳以上の心身障害のあるかたがご家族からの支援が困難になった場合に備えて、ご家族から離れた日常生活の体験をおこなう施設です。また、ご家族の疾病、事故、冠婚葬祭、旅行などの際に一時利用することもできます。



#### 【事業内容】

- ✓ 長期自立援護
- ✓ 短期自立援護
- ✓ 緊急一時保護
- ✓ レスパイト
- ✓ 自主事業
- ✓ 集会室受付

豊島区立心身障害者福祉ホーム条例ならびに、豊島区地域保健福祉計画に基づき「さくらんぼ」を利用する一人ひとりが、人としての尊厳をもち、家庭、施設、地域でその人らしく健康で心豊かな自立した生活が送れるよう、それぞれの自己実現に向けた支援をします。

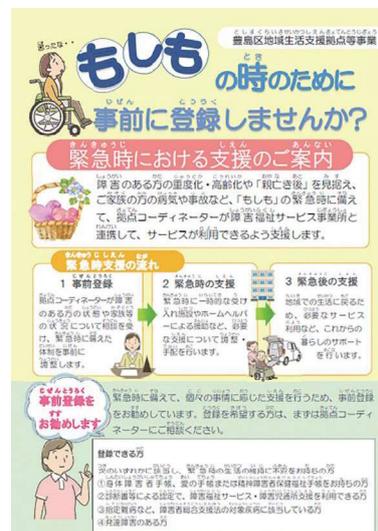


## 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置



地域生活支援拠点等とは障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネーター（区が委託する相談支援専門員）を軸とした関係機関が協力して、障害のあるかたやその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

ご家族のかたの病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、コーディネーターが障害福祉サービス事業所と連携して、サービス利用できるよう支援します。



【コーディネーターが配置されている地域生活支援拠点の事業所】

- ・ niima（ニーマ）
- ・ 地域生活支援センターこかげ

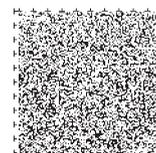
## 取組方針5 地域における見守りの推進

民生児童委員、町会、障害福祉サービス事業所、コミュニティソーシャルワーカーなど、多様な主体による見守り活動を推進します。

また、障害者虐待の未然防止や早期発見につながるよう、障害者虐待防止センターにおいて、関係機関とのネットワーク体制の整備とともに、区民をはじめとした周知活動を行っていきます。

### 〈主な取組み事業〉

- 民生児童委員、障害福祉サービス事業所、コミュニティソーシャルワーカーなどによる見守り活動の促進
- 障害者虐待の早期発見、早期対応
- 福祉包括化推進会議の活用



## 民生児童委員協議会 障がい福祉部会



豊島区民生委員児童委員協議会では、地域の社会福祉のために様々な活動をしております。なかでも福祉を取り巻く諸問題について、児童福祉・障がい福祉・生活福祉・子育て支援・主任児童委員の事項別に分けて、日頃の活動の充実強化のために調査研究を行っております。

その中の一つ、障がい福祉部会の活動について紹介します。

令和4年12月1日の一斉改選後から3年間、障がい福祉部会は1年ごとにテーマを決めて調査研究を進めていくことになりました。令和5年度は障害福祉全般について広く浅く学ぶことを目的とし、まず初めに、豊島区で課題になっているバリアフリー社会の実現・災害時支援、そして障害者の相談窓口について障害福祉課より講義を受けました。6月には「障害者連合会合同意見交換会」に参加しました。参加の前に担当地区の障害福祉施設を訪問し、サービスの内容や活動について学び、意見交流会に臨みました。9月には「東京都盲人福祉協会」を訪問し、活動について説明を受け、B型作業所を見学しました。

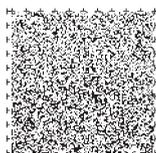
このような研修を経て、私たち民生児童委員が障害を持つ方とどのように接し、その方々が地域で安心して暮らして行くにはどのような支援が必要かを考え、支え合い、見守り、お手伝いができるように勉強しています。



民生委員・児童委員の  
イメージキャラクター  
「ミンジー」



「東京都盲人福祉協会」を訪問



## 2. 包括的な支援体制の構築

### 目指すべき姿

障害だけでなく、複合的な課題のあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制、いわゆる「重層的支援体制」により、必要なサービスが総合的・包括的に提供される相談体制を推進していきます。

### 【現状と課題】

令和4年度のアンケート結果によると、よく利用する相談窓口として、精神障害のかたは、「区の障害福祉課」「事業所・施設」、難病のかたは「保健所・健康相談所」、障害児は「学校」、それ以外のかたは「区の障害福祉課」が最も多くなっています。

障害のあるかたが地域生活を継続していくためには、連続性および一貫性を保った福祉サービスが提供されるよう、地域の相談体制を充実させることが不可欠です。

そのため、障害に関する相談はもちろん、障害とその他の困りごととも一体的に相談できるような体制づくりが必要です。

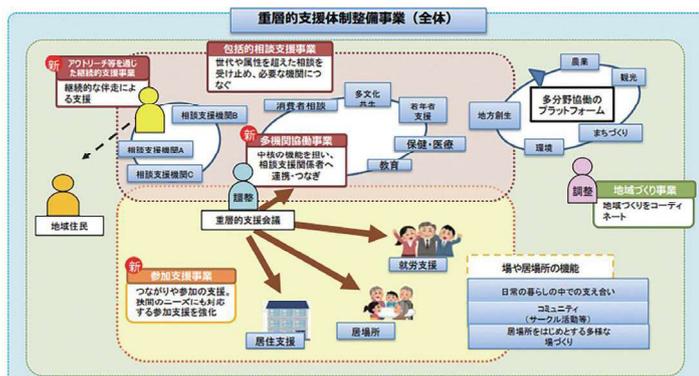
### <よく利用する相談窓口>

障害区分	1位	2位
身体	区の障害福祉課	東部・西部障害支援センター
知的	区の障害福祉課	事業所・施設
精神	区の障害福祉課 事業所・施設	病院・診療所
難病	保健所・健康相談所	病院・診療所
障害児	学校	西部子ども家庭支援センター

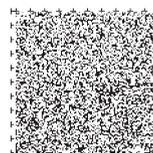
### 重層的支援体制とは



一つの支援機関では解決できないような複雑化・複合化する課題から誰一人取り残さない包括的な支援体制をつくるため、子ども・障害・高齢・生活困窮などの分野を超えて包括的に支援する体制のことです。



厚生労働省「重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて」より



## 取組方針1 地域資源を活用した相談体制の充実

本区では、障害のあるかたが安心して暮らせる地域づくりを目指すため、日常の相談業務の中から出される様々なニーズについて、地域支援協議会※<sup>1</sup>において検討するとともに、その課題を解決するために、基幹相談支援センター※<sup>2</sup>を通じた相談支援事業所※<sup>3</sup>などの関係機関のネットワークを活用することにより、地域の相談支援体制の強化を図っていきます。

### 〈主な取組み事業〉

- 基幹相談支援センター機能強化事業
- 地域支援協議会の運営
- コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営
- 地域活動支援センター※<sup>4</sup>における相談支援

#### ※1 地域支援協議会：

区において、地域の関係機関によるネットワーク構築等に関することや、困難事例の対応策の検討、障害福祉計画などの検討を目的として設置されている協議会。

#### ※2 基幹相談支援センター：

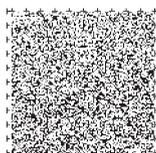
地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業および身体障害のかた・知的障害のかた・精神障害のかたなどに関わる相談支援を総合的・専門的に行うことを目的として、一般的な相談支援事業に加えて、相談支援事業所への指導・助言や人材育成の支援と関係機関との連携を図るための機関。

#### ※3 相談支援事業所：

サービス利用の相談・情報の提供・調整等を行い、地域で安心して日常生活や社会生活が送れるよう、障害者の意向に沿ったサービス等利用計画を作成する事業所。

#### ※4 地域活動支援センター：

障害者総合支援法に基づき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関のこと。



## 取組方針2 包括的な相談のための分野横断・連携強化

障害者サービスに関連する相談に加えて、その他の福祉施策分野とも複合的な課題を分野横断して対応できるよう、重層的支援体制の取組みの一つとして、庁内に福祉包括化推進員を設置し、相談支援機関との連携と関係各課との連携を図っていきます。

### 〈主な取組み事業〉

- 福祉包括化推進会議の設置
- 福祉包括化推進員の配置
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会の実施
- 豊島区発達障害者支援ネットワーク会議の運営

#### コミュニティソーシャルワーカーと 福祉包括化推進員



コミュニティソーシャルワーカーは、全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を直接受けています。一方、福祉包括化推進員は、コミュニティソーシャルワーカーや各相談窓口で受けた相談のうち、単独の組織では対応が困難な複雑化・複合化した課題に対して、庁内で課題解決に向けた全体調整を行っています。

#### 基幹相談支援センター事業者連絡会

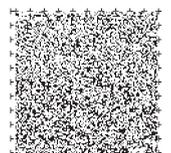


基幹相談支援センターでは、地域の相談支援体制の強化、ネットワークづくりのため、区内の指定特定相談支援事業所を対象に連絡会を開催しています。

連絡会では、必要な情報の伝達・共有、事業所間での情報交換、相談支援のスキルアップのための講習や事例検討などを行っています。



基幹相談支援センター事業者連絡会の様子



## 取組方針3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のあるかたも、地域社会の一員として、地域の中で自分らしい暮らしをしていけることが大切です。障害のあるかたすべてに対する医療、障害福祉、介護、教育、住まいのほか、就労などによる社会参加や地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関で構成する協議の場を設置しています。

また、精神障害のあるかたのご家族に対する支援の充実が実現できるよう、精神科医療機関、障害福祉サービス・介護保険の地域援助事業者<sup>※1</sup>、居場所づくりを中心とした地域活動支援センターなどとの連携による支援体制の構築を図ります。

### 〈主な取組み事業〉

- 精神障害者を含む地域包括ケアシステムを構築するため、医療関係者を含めた協議の場を設置
- 国の広域アドバイザーを活用した地域包括ケアシステムの取組推進

#### 地域支援協議会精神障害者包括支援部会



地域支援協議会は就労支援部会、相談支援部会、精神障害者包括支援部会の3部会に分かれています。

この地域支援協議会では、地域における障害のあるかたへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議をしています。

精神障害者包括支援部会では協議の場のほかに、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」についての研修会や地域の社会資源を再発見するためのワークショップを開催しており、精神障害のあるかたも地域社会の一員として暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの構築を進めています。



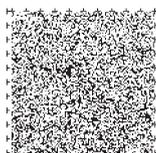
国の広域アドバイザーによる精神障害者包括支援部会での研修の様子



精神障害者包括支援部会主催のワークショップの様子

#### ※1 地域援助事業者：

医療保護入院者が障害福祉サービスや介護サービスを退院後円滑に利用できるよう、当該地域援助事業者の行う特定相談支援事業等の事業やこれらの事業の利用に向けた相談援助を行う障害福祉サービスや介護サービスを行う事業者。



## 取組方針4 相談支援の充実

適切な障害福祉サービス利用を促進するため、基幹相談支援センターが中心となって、事業所や関係機関との連携強化を促進し、地域全体の相談支援体制の充実を図るとともに、困難事例に対応したより専門性の高い相談対応ができる取組みを進めていきます。

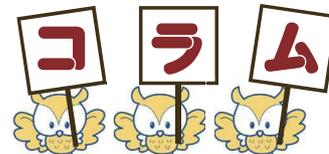
また、精神障害のあるかたが安心して地域で生活することができるよう、アウトリーチによる支援や相談体制を強化していきます。

併せて、発達障害や高次脳機能障害のかたも障害者総合支援法による給付の対象となることから、積極的に情報提供や相談などを行います。

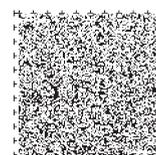
### 〈主な取組み事業〉

- 地域における計画相談の充実
- 相談体制の検証・評価
- 精神障害者に対するアウトリーチ活動の活用
- 高次脳機能障害のかたへの情報提供と相談などの実施
- 基幹相談支援センターによる相談支援事業所連絡会の実施
- 計画相談を行う人材の育成支援
- 基幹相談支援センターにおける各種専門相談の実施

### 精神障害者に対するアウトリーチ活動



保健所では、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医が支援チームを組み、未治療・医療中断等のため地域社会での生活が困難な精神障害者又はその疑いのあるかたに対して、アウトリーチにより医療と生活の支援を提供しています。



## 取組方針5 発達障害の相談体制の強化

発達障害の早期の気づきや支援につなげるため、子どもの健康診査や子ども家庭支援センターにおける療育相談など発達段階からの相談体制の充実とともに、障害福祉課における相談窓口、区内の大学と連携したカウンセリング実施など、子どもから大人まで専門機関を含めたネットワーク連携を図りながら相談体制の更なる充実に努めます。

また、令和6年度から西部子ども家庭支援センターで実施している児童発達支援事業について、障害児支援の中核的な役割を担う区立の「児童発達支援センター」として機能を拡充し、令和9年度中には子どもの発達障害支援の更なる強化を図るため、教育センターの機能も含めた「児童発達支援センター」を整備します。

### 〈主な取組み事業〉

- 発達障害者支援事業
- 発達障害者心理相談補助事業
- 児童相談所における障害相談
- 区立児童発達支援センターの整備

#### 発達障害のあるかたへの理解を深めるための講演会

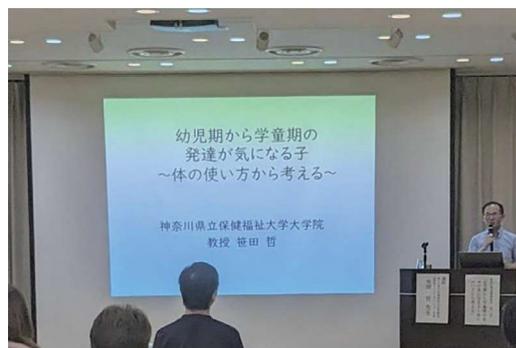


##### 発達障害はどんな障害？

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のその他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障害は、しばしば複数の障害が重なって生じます。年齢や環境などによって生じる困りごとなども人によって異なります。”個人差がとても大きい”というのが「発達障害」の特徴です。

区では発達障害の特性の理解促進や対応方法を学ぶことのできる講演会を開催しています。



～豊島区発達障害者支援事業講演会の様子～



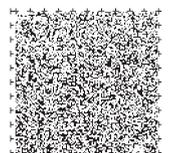
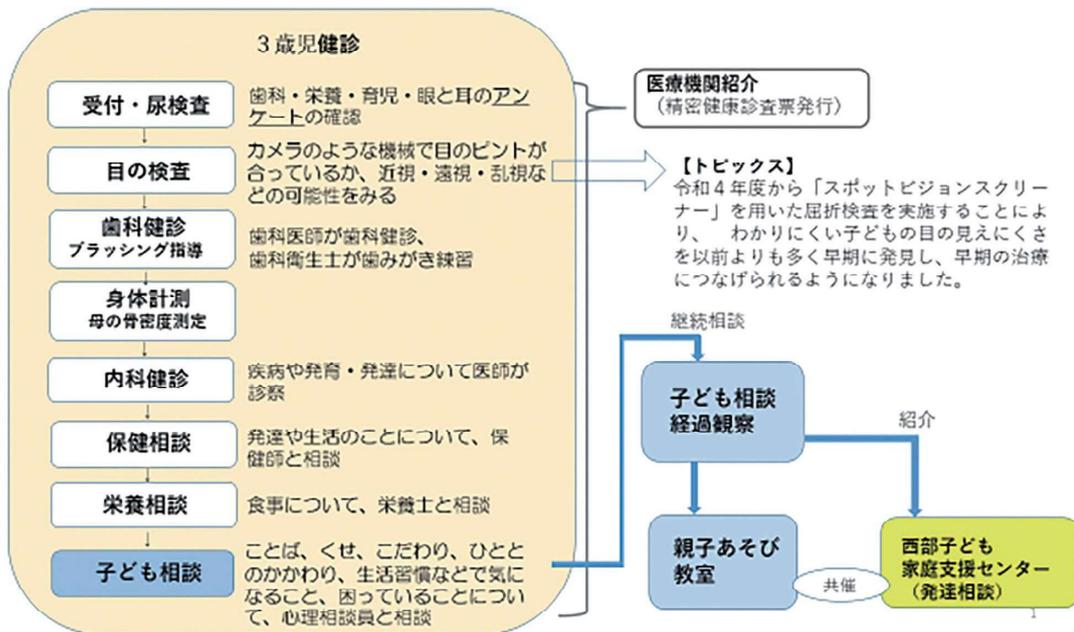
「子どもの発育・発達の相談」  
～乳幼児健康診査～



乳幼児健康診査は、3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児（歯科）、1.6歳児、2歳児（歯科）、3歳児を対象に実施しています。

身長・体重などからだの発育と、月齢に応じた運動・精神・社会性の発達を保護者とともに確認します。また、保護者が気になること、困っていることを一緒に考えながら発育・発達を促すための専門相談、医療機関や相談機関をご案内しています。

ここでは、こころとからだの発達と社会性が活発になる3歳児健診についてご紹介します。



## 取組方針6 健康づくりの推進

生活習慣病をはじめとする疾病などを予防し、重度化を防止するため、若年期からの健康づくり、介護予防など、予防のための取組みを強化していきます。

### 〈主な取組み事業〉

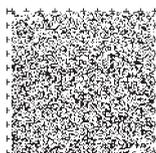
- 健康診断の受診の勧奨
- 生活習慣病対策
- かかりつけ医の重要性の周知
- 健康づくりの推進
- スポーツのつどい
- みんなのヨガ

#### スポーツのつどい



令和4年度には豊島区制施行90周年記念事業としてスポーツフェスタを開催し、来場者に障害者スポーツの体験をしていただきました。

障害のあるかたが屋外で体を動かすことを通じて、健康づくりの推進と精神のリフレッシュを図るために毎年10月にスポーツのつどいを開催しています。



## としま健康チャレンジ!



本区では健康チャレンジ!応援団(民間事業者・地域団体・区民グループ・区内スポーツ施設)と協力して、健康に関する講演会や運動講座、イベント等を用意しています。それらに参加していただくことでポイントを集め、マイレージカードと交換し、区内協賛店でサービスを受けることができるのが「健康チャレンジ!」事業です。

詳しくは、右記  
二次元コードより  
ご覧いただけます!



**としま健康マイレージカードをゲット!**  
規定の400ポイントを貯めるたびにとしま健康マイレージカードが交換できます。  
としま健康マイレージカードを使うと、区内の「としま健康チャレンジ!マイレージ協賛店」各店で特別なサービスを受けられます。  
※サービス内容は店舗によって異なります。  
※規定の点数は、100ポイント単位で貯められます。  
※対象店舗は協賛店(豊島区協賛4店)

豊島区 保健福祉部 地域保健課 保健事業グループ  
☎ 3987-4660  
※詳細は豊島区ホームページ「チャレンジ」をご覧ください。

裏面

[としま健康チャレンジ! ポイントシート]

### ポイントシート

規定の400ポイントが貯まったら、としま健康マイレージカードと交換できます。としま健康マイレージカードを使うと、健康チャレンジ!マイレージ協賛店で特別なサービスを受けられます。1回交換してもそれで終わりではありません。また400ポイント貯めれば何度でもとしま健康マイレージカードがもらえます。講演会や講座に参加したり、健診を受けたり、マイベースチャレンジ!に取り組んだりなど、たくさんポイントをゲットしましょう!

(1) 知ってチャレンジ 1回100P(1回以上)			(2) やってチャレンジ 1回50P(1回以上)			No.
月	日		月	日		
月	日		月	日		
月	日		月	日		

1シートに既定の400P以上貼っていただいても、1シート400Pとしてマイレージカード1枚と交換します。  
〈この事業は予告なく終了になる場合がありますので、年度を越えて使用する場合はお問い合わせください〉

氏名

年 月 日 生まれ 住所

電話番号 ( )

